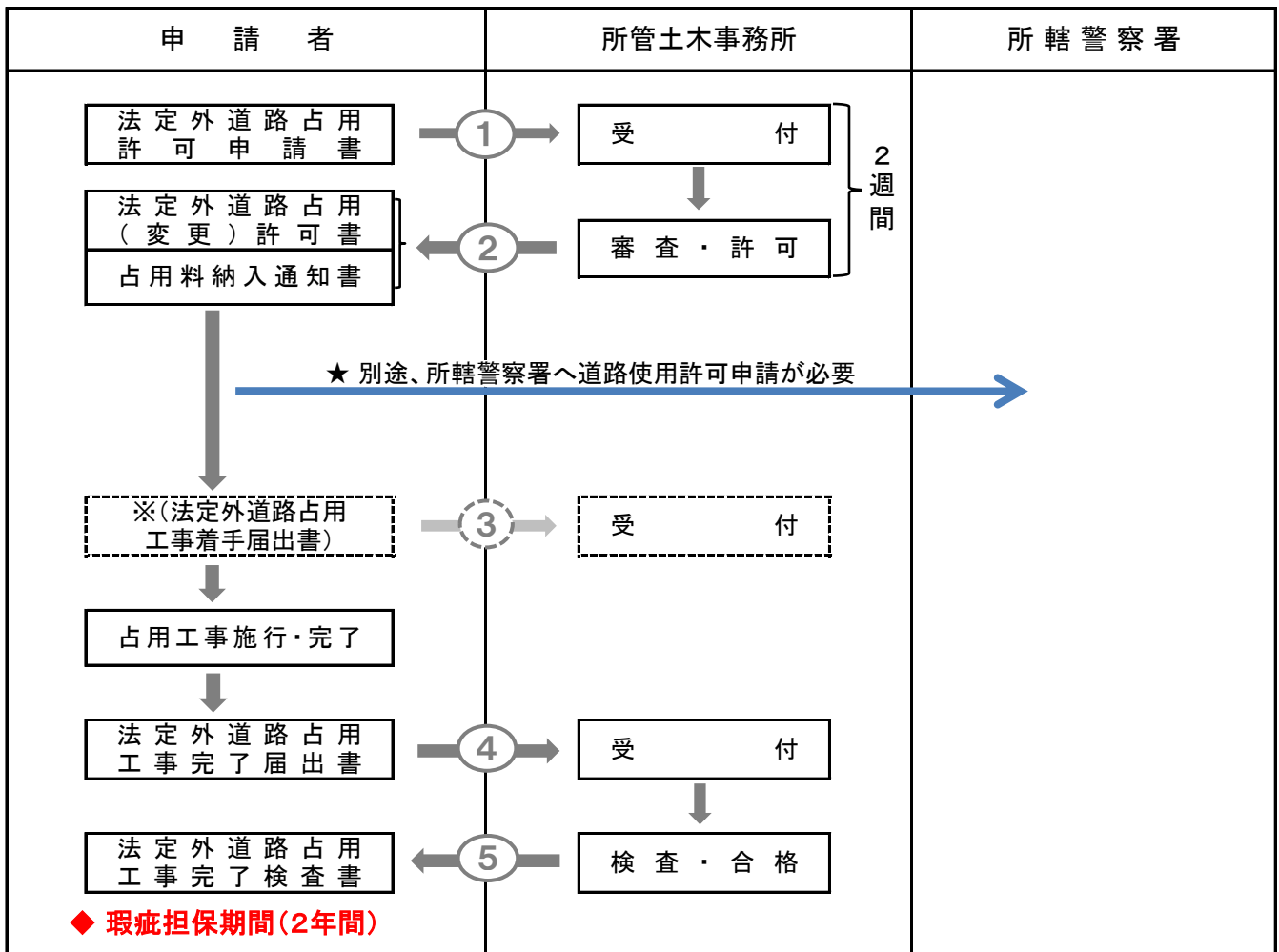


■ 法定外道路占用許可手続きの流れ



- ① 「法定外道路占用許可申請書」に必要事項を記載し、道路占用の場所、占用物件の構造などを示した図面を添えて、道路を所管する土木事務所へ申請する。
 <添付書類> 位置図、平面図、構造図(立面図)、断面図、現場写真 など
 - ② 所管土木事務所から「法定外道路占用(変更)許可書」及び「占用料納入通知書」が交付される。
 ※ 申請から許可までの処理期間は2週間です。関係機関との調整等により遅れる場合があります。
 ※ 占用料は、納入通知書に記載してある納期限までに納付してください。
 - ③ 占用工事に着手する前に、「法定外道路占用工事着手届書」の提出が必要な場合があります。
 ※ 提出が必要な場合は、「法定外道路占用(変更)許可書」を交付する際に、ご案内します。
 - ④ 工事が完了したら14日以内に「法定外道路占用工事完了届出書」に必要事項を記載し、工事の経過(着手前、工事中、完了後)を撮影した写真を添えて、所管土木事務所へ提出する。
 - ⑤ 所管土木事務所の検査後、「法定外道路占用工事完了検査書」が交付される。
- ◆ 検査終了後2年間、占用者の施行した道路の復旧工事の瑕疵に起因して、路面の沈下・破損等、道路に損傷が生じたときは、占用者の負担において直ちに補修していただきます。